

令和4年度第2回玉名市都市計画審議会・第2回玉名市景観審議会合同会議 議事録

(1) 審議会概要

日時	令和4年12月23日(金)午後1時30分~午後4時00分				
場所	玉名市役所4階会議室				
出席者	玉名市都市計画審議会		玉名市景観審議会		
	熊本県立大学教授	柴田 祐	熊本大学准教授	田中 尚人	
	九州看護福祉大学准教授	中野 聡太	熊本県立大学教授(都市計画審議会委員兼任)	柴田 祐	
	熊本県建築士会あらたま支部支部長	伊東 和也	熊本県建築士会あらたま支部事業継承委員長	原 伸広	
	玉名市農業委員会会長	下川 安	玉名商工会議所建設産業部会副部会長	羽山 眞澄	
	玉名商工会議所 副会頭	安原 光則	玉名市商工会理事	森山 耕治	
	熊本県宅地建物取引業協会玉名支部長	安原 勇	(一社)玉名観光協会事務局長	泉 明日佳 代理:柿添克也	
	玉名市議会議員	浜田 繫次郎			
	玉名市議会議員	田浦 敏晴	玉名市文化財保護審議会会長	前川 清一	
	玉名市議会議員	北本 将幸	玉名市農業委員会副会長	高田 優子	
	玉名市議会議員	松本 憲二	熊本県北広域本部主幹兼景観建築課長	北原 直	
	玉名市議会議員	田畑 久吉	熊本県玉名地域振興局維持管理調整課主幹	山道 広人	
	熊本県北広域本部玉名地域振興局長	無田 英昭	一般公募	松尾 侃	
	玉名警察署交通課長	星子 博秋			
	市の住民(玉名市区長会協議会会長)	高尾 弘道			
	市の住民	高垣 裕子			
	事務局等	事務局		庁内検討会議	
		建設部長	田代 史典	商工政策課課長補佐	神永 和典
		建設部 都市整備課課長	中尾 賢治	農地整備課課長補佐	岡本 暁
		建設部 都市整備課課長補佐兼都市整備係長	中川 英昭	市民生活部境整備課環境保全係長	棚木 章文
建設部 都市整備課課長補佐兼まちづくり推進係長		森田 文子	地域振興課地域振興係長	平野 利和	
建設部 都市整備課技術主任		羽山 徳晃	土木課課長補佐	坂田 拓哉	
建設部 都市整備課主任		木原 真吾	企業局上下水道工務課水道工務係長	池田 篤志	
建設部 都市整備課技術主任		岸本 大佑			
建設部 都市整備課主事		大淵 昶亮			
欠席者			玉名温泉観光旅館協同組合理事長	吉永 博之	
			高瀬まちづくり協議会会長	矢田部 知明	
			一般公募	村田 明彦	

会次第	1 開会
	2 会長挨拶
	3 委員紹介
	4 議題 (1) 玉名都市計画道路の変更について【付議】 (2) 玉名市都市計画マスタープラン見直し(素案)について【報告】 (3) 玉名市景観計画の見直し(案)について【諮問】
	5 閉会

結果	議題	結果
	(1) 玉名都市計画道路の変更について【付議】 (3) 玉名市景観計画の見直し(案)について【諮問】	原案どおり可決 原案を適当と認め答申

(2) 議事録

	<p>(諸事情により一部次第と順番を変更し会議を進行しております。)</p>
司会	<p>定刻になりましたので、只今より令和4年度第2回玉名市都市計画審議会、及び令和4年度第2回玉名市景観審議会合同会議を開催いたします。</p> <p>本日はご案内の通り、玉名市都市計画審議会と玉名市景観審議会の合同での開催となります。</p> <p>それぞれの審議会におきまして、議決を要する議題がございます。本日はご報告いたします内容は、両審議会委員の皆様で共有していただき、意見を交わしていただくことに大変意義のあることと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の審議会につきましては、お配りしている次第と一部順番を変更しまして、景観審議会より審議を進めさせていただきます。</p> <p>まず、景観審議会田中会長よりご挨拶をお願いします。</p>
景観審会長	<p>皆様こんにちは。玉名市に関する事で昨今嬉しかったことは、現在、玉名市の高校生がまちづくりを一生懸命盛り上げてくれていて、今まで出来なかった様なことも、少しずつ出来るように風向きが変わりつつあることです。玉名市が皆様にとってもよりよい都市になるよう審議を進めてまいりますので、活発なご議論をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>改めまして、皆様こんにちは。玉名市都市整備課長補佐兼まちづくり推進係長をしております森田と申します。まずは景観計画の見直しについてご説明をさせていただきます。</p> <p>この計画案については、今回、景観審議会に諮問をさせていただいております。都市計画審議会委員の皆様にも景観審議会委員の皆様にも意見交換していただいた上で、景観審議会の皆様には、承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明につきましては、前方のスクリーンに計画案の抜粋を映しておりますのでこちらで説明いたします。これまでの協議の経過については、お配りしております参考資料の玉名市景観計画見直しに係る会議・意見集約一覧をご覧ください。</p> <p>それでは説明に入ります。前回、10月11日に開催した令和4年度第1回景観審議会において計画の素案を見ていただいておりますので、今回は、前回審議会以降の様々なご意見を頂いた上での修正点に絞ってご説明します。</p> <p>まず、令和4年度第1回景観審議会では表彰制度の設置についてご提案をいただきました。こちらにつきましては、計画案の83ページから掲載しているアクションプランの中で、85ページに景観に関するコンクールやコンテストの実施ということで盛り込んでいます。ここには、フォトコンテストなどにより優れた景観資源や景観まちづくり活動を評価し表彰を行うと記載しています。評価の手法は現段階では決まってはおりませんが、玉名市の実情に応じて、地域の皆様の活動や、特徴ある玉名市の景観を評価する制度を検討していきたいと考えています。</p> <p>次に文化財についてです。ここで資料の訂正がございます。景観計画案の10ページに文化財の指定登録等の件数を表記しておりますが、これを最新のものに修正いたします。内容としては、指定・登録併せて163件となっておりますが、最新では161件。また先般、令和4年11月10日に熊本藩高瀬米蔵跡が国史跡に指定されましたので、計画案では9件と表記しておりました国指定文化財の件数が10件となります。その国指定への格上げに伴い、85件と記載している市指定文化財の件数も82件へと修正となります。またこちらは表記誤りになりますが、凡例において有権民俗文化財となっておりますが、正しくは有形民俗文化財の誤りでした。</p> <p>文化財については計画案の24ページに記載している味わい深い玉名の景観の表に文化財の視点を盛り込んで欲しいというご意見もありました。この表は、玉名の代表的な景観について、自然的な視点と人文的な視点に整理したものです。ここに文化財の視点を盛り込むことについて文化課とも協議を行いました。</p>

文化財というものは、登録の有無に関わらず、玉名市の景観のあらゆる分野に散りばめられたものであり、文化財は地域の暮らしに根付いているものと言えます。そのため、項目として設けるよりも、前文に「その景観を構成する要素は、守り継ぐべき重要なものとして、国や県、市により文化財として指定・登録されているものを含め、長い歴史の中で守り伝えられてきた文化的な財産が人々の暮らしに溶け込んでいるものと言えます」という文章を盛り込むことで対応をしたいと考えています。

また別のご意見として住民説明会の中で、空き家や耕作放棄地の維持管理に関するご意見を頂きました。こちらにつきましては、アクションプランの中で景観美化活動の推進や地産地消の推進といった項目で触れています。どちらも地域の活動に焦点を当てておりますが、景観というものは、あくまでその景観を作ることを目的として出来るものではなく、地域の暮らしの結果生まれる景観もあります。地域の活動の結果、景観が良くなることに繋がればと考えております。

また、前回景観審議会後の意見集約の中で、玉名温泉について外装の統一感もなくなり、温泉街の風情も無くなってきているというご意見がありました。こちらについては、玉名温泉街地区を景観計画でも景観形成準備地区に位置づけ、景観形成の推進を謳っています。加えて、他の政策とも連携を取りながら、温泉業務の担い手不足問題等を解消することで、より良い景観形成に繋がればと思います。

次に、令和4年10月20日から11月21日にかけて景観計画のパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは、2つご意見を頂きましたので紹介します。

まず一つ目のご意見として、行政の役割が見えてこないというものがございました。こちらにつきましては、83ページからのアクションプランの中で、83ページに、「良好で魅力的な景観形成は行政だけでは実現できません。ハード・ソフトでの景観まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働して進めることが大事です」ということを謳った上で、84ページに「行政としての管理者の責務及び地域の活動に対する支援を積極的に行う」と記載しております。

二つ目として、区役に関するご意見がございました。このご意見につきましては、景観計画に直接盛り込むという形ではなく、道路を維持管理している土木課や行政区担当の総務課と協議を行いまして、地域の方が上手く区の活動を継続していただけるように、直接的な施策でなく側面からの支援が出来ればと思っております。

以上のように、いただいたご意見をもとに計画案の修正を行っておりますので、ご確認をお願いいたします。今後の流れとしましては、景観計画についてご承認をいただいた上で、景観条例及び景観条例施行規則の改正を行います。そして令和5年3月末に告示、公表という形を目指しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

景観審会長 ありがとうございます。ただいま景観計画の見直し案についてご説明をいただきましたが、何かご質問等あればよろしくお願いいたします。

事務局 申し訳ございません。少し説明が漏れておりましたので補足いたします。今回、景観計画の見直しにかかる具体的なポイントを資料2にまとめております。また、資料3は景観条例や景観条例施行規則の改正につきまして概要をまとめたものとなります。この条例改正につきましては、行政側の手続きとなりますので、計画の内容を審議会の皆様にご確認いただいた上で、手続きを進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

景観審会長 それでは1点私からよろしいでしょうか。景観資料2の冒頭でもありますが、太陽光発電施設の規制について、今回熊本県が条例を改正しましたので、県内の他市町村においてもこの話題はよく目にします。本件について、玉名市で特に迅速な対応を要するような事例は起こっていますか。

事務局 玉名市でも実際に街なかや山林部に太陽光発電施設の立地が見られます。特に山林部のものについては大規模なものも見られます。今回の見直しに際しても、特定の場所に対してということはありませんが、道路や河川からの景観が損なわれないうよう誘導を図っていければと考えております。

景観審会長 ありがとうございます。それではどなたかご意見等ありましたらお願いします。

景観審委員	景観計画の特定施設に事務局が追加されたことについて、追加された経緯や理由等をお聞かせください。
事務局	事務局として想定しておりますのは、不動産業や買取専門業者等になります。現在も県道347号沿いには、このような業種で原色を用いた建築物や広告物が目立ちます。こういったものを届出対象にすることが意識啓発にも繋がると考え、事務局を特定施設に追加しています。
景観審委員	今回の規制は広告塔のみについてですか。例えば、外壁に絵を書いたり、貼ったりする行為は含まれないのでしょうか。
事務局	委員ご指摘の行為は壁面広告に該当します。この広告物については、熊本県が広告物条例を基に安全面や表示面積によって設置の可否を判断しています。この県の判断は景観的側面が主というわけではありませんので、特定施設届出地区では景観の側面から意見を述べさせていただきます。
景観審会長	ありがとうございます。太陽光パネルもそうですが、問題が起こってからですと議論が難しくなりますので、景観についても日頃から啓発を続けることが重要だと考えます。玉名市の特徴的な景観を守っていくためには、上位計画にもきちんと記載していただき、景観の醸成は景観まちづくりが基本であると意識することが重要だと思います。引き続き、活力のある景観を作っていけるように取り組んでまいりましょう。 それでは、今回玉名市景観計画見直し案について諮問を受けております。これまでも議論してまいりましたが、変更部分も適正に行われていると思いますので、問題なければご賛同をいただければと思います。皆様よろしいでしょうか。
景観審委員	(異議なし。)
景観審会長	ありがとうございます。それでは景観審議会に係る議題については以上とさせていただきます。
司会	それでは引き続きまして、都市計画審議会委員の委嘱状交付に移らせていただきます。 (委嘱状の交付を今回再任、就任された委員に行う。) つづきまして、都市計画審議会議長選任に移ります。会長選任につきましては、玉名市都市計画審議会条例第6条第1項に基づき行います。自薦他薦は問いませんので、どなたかご意見はございますか。
都計審委員	私としては、よろしければ事務局に一任いたします。
司会	ありがとうございます。事務局案としてご提案をさせていただきますがよろしいでしょうか。
都計審委員	(異議なし。)
司会	それでは事務局案として、熊本県立大学教授の柴田委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
都計審委員	(異議なし。)
司会	それでは柴田委員よろしくお願いたします。早速ではございますが、ただいまご就任いただきました柴田会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。
都計審会長	皆様こんにちは。ただいま会長にご指名いただきました県立大学の柴田と申します。引き続き会長職を務めて参りたいと思っております。 今後も玉名市にとって重要な案件の審議等がございましたので、皆様引き続きよろしくお願いたします。

司会	ありがとうございます。次に、都市計画審議会における議事録署名人の指名を柴田会長よりお願いします。
都計審会長	本日の議事録署名人は田浦委員と安原委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
田浦委員・安原委員	はい。
都計審会長	ありがとうございます。また、本日の議案は全て公開となりますがよろしいですか。
都計審委員	はい。
都計審会長	それでは本日の議案は全て公開で進めてまいります。傍聴及び報道関係者の方はいらっしゃいますか。
事務局	本日は傍聴が1名、報道関係者はいらっしゃいません。また、玉名市都市計画マスタープラン及び玉名市景観計画見直しに係る庁内検討委員会の委員が6名傍聴いたします。
都計審会長	それでは次第に従い、議題に入ります。まずは、玉名都市計画道路の見直しについて付議されておりますので、皆様にご審議いただき、議決を取るという形になります。それでは、事務局よりご説明お願いいたします。
事務局	<p>皆様、本日はご参集いただき誠にありがとうございます。玉名市都市整備課の植田と申します。玉名都市計画道路の見直しについて私よりご説明申し上げます。まず、これまでの経緯についてご説明します。玉名市では玉名都市計画道路の見直しについて、令和3年度より見直しに着手しています。令和4年3月29日の都市計画審議会で見直し素案についてご説明させていただきました。令和4年7月25日に開催した都市計画審議会では、いただいたご意見を基に修正した案と住民説明会を行う前に、その内容についてご説明差し上げています。7月に開催した前回の都市計画審議会から本日まで、住民説明会、管理者協議として公安委員会、熊本県との事前協議を行っております。</p> <p>次に、変更案の概要について改めてお話をさせていただきます。今回全部及び一部廃止する路線は4路線となります。4路線を変更することに伴い、平面交差箇所数の変更が生じますので、廃止する4路線に接する4路線が軽微な変更となります。そのため説明資料では計8路線の変更という形で表記しております。</p> <p>説明資料の8ページより変更の概要を記載しております。変更の理由として、寺畑山田線、後田横町線、立願寺南岩原線に関して、計画当初は長洲町の有明臨海工業地帯開発の計画もあり、本市も臨海工業地帯としての発展が期待されておりました。しかしながらその計画が進まず長年経過した中で、玉名市としてもこれ以上の進展は期待出来ませんので、改めて道路計画を見直したという形になります。</p> <p>先ほど申し上げた3路線については、代替路線も整備されており、その機能も十分と判断し、今回廃止とさせていただいております。</p> <p>高瀬大橋中線につきましては、当初旧国鉄裏一帯の開発道路として計画されました。こちらも並行路線として小浜繁根木線が整備され、旧国鉄裏一帯の開発も完了した現在、大きな交通渋滞も発生していないということもあり、今回廃止として位置づけを行いました。</p> <p>つづきまして、資料は参考資料をご覧ください。今回の見直しについては、熊本県都市計画道路見直しガイドラインに則って実施しています。見直しに際しては3つのステップを踏まえて行っており、現在19路線が存在する玉名都市計画道路のうち、参考資料1ページにおいて赤色で着色している路線が廃止対象路線となっております。</p>

参考資料2ページでは見直しに関する詳細な資料を添付しております。先ほど申し上げた3つのステップについてご説明しますと、まずステップ1として計画決定から20年間未着手のものを選定しています。ステップ2として、路線の必要性和困難性の精査を行いました。この精査の中で必要性が低いと認められたものをステップ3に進めています。そのステップ3では、実際に路線を廃止した際の影響について精査し、影響が少ないと判断されたものを廃止路線候補として選定しています。

参考資料の3～6ページは路線の必要性を判断する際に用いた、現況交通量と路線を廃止した際の将来推計交通量の図面を記載しています。こうした定数化した数値を基に必要性を判断しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

つづいて、報告事案資料の説明をいたします。まず、前回の都市計画審議会の後、住民説明会とパブリックコメントを実施しています。パブリックコメントにつきましては、令和4年8月8日から令和4年9月9日までの期間で行い、意見の集約を図りました。住民説明会についても令和4年8月25日に開催しました。住民説明会の内容としては、玉名都市計画道路の見直し、都市計画マスタープランの見直し、景観計画の見直しに関する合同を実施しました。住民説明会は昼の部、夕方の部と計2回行いましたが、あわせて68名の方にご参集いただきました。

報告事案資料の1ページから4ページに住民説明会とパブリックコメントで出たご意見とそれに対する市の回答、また見直し案を一部修正した部分についてまとめています。5ページからは該当箇所の地図を載せていますので、該当場所が分かりにくい際はそちらをご覧ください。

それでは、いただいたご意見の概要を報告事案資料の1ページから番号に沿ってご説明します。まず番号1として、「都市計画道路の見直しについて、社会情勢の変化に対応した素案を取りまとめられており、第2次玉名市総合計画及び第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に、人口減少対策、地方創生にも取り組んでおられることに共感し、その推進と実現に大きく期待します。」というご意見をいただきました。

次に番号2ですが、「今回の廃止の理由に臨海工業都市としての計画が停滞し、交通輸送機能を確保する機能・役割といった必要性が低下したからとあります。市街地内の路線がこれらの交通輸送機能を確保するための計画道路だったとは思えません。臨海工業地帯の計画が理由とするには時間が経ちすぎていると感じます。平成19年度の見直しではどのように評価されていたのでしょうか。計画決定から47年、59年、71年経過と塩漬けの路線では、以前の見直しで検討、廃止すべきであったと考えます。」というご意見をいただきました。こちらにつきまして、当初変更の理由としてお示ししていたものは簡素化していたため、臨海工業都市としての宅地造成の件が漏れておりましたので、今回修正いたしました。また、平成19年見直し時の評価についてですが、当時は廃止路線の候補として複数路線が挙がっていましたが、当時の社会情勢の中では整備が必要な路線でありましたので、存続路線としておりました。しかしながら、平成19年以降玉名バイパスなど複数路線が整備され、交通体系そのものが大幅に改善されたため、路線の必要性が低くなったという判断で今回廃止としております。

番号3としまして、「道路の持つ機能は交通輸送機能だけではなく、災害時の防災機能や土地利用を促進する機能などもあります。今回の見直しでは、自動車の通過交通量だけで路線の機能や必要性を論じているように感じます。単に廃止するのではなく、市街地の街路整備として、市街地機能、空間機能を重視して、計画幅員を狭くしたり、狭い既存道路を少しずつ整備してやってもいいと思います。特に玉名町小学校近くの後田横町線については、既存道路が狭く歩道もなく、車両の離合もままならない状態です。通学路として利用されていますが、歩行者や生活する人々が危機にさらされています。都市計画道路を廃止した後の歩道整備や道路拡幅の計画はあるのでしょうか。」というご質問をいただいております。このご質問につきまして、玉名市としましては今回見直しを行うにあたり、路線を廃止することで生活道路としての不便さが残るといった懸念を抱いております。今後の対応といたしましては、幅員が狭い既存の道路に対し、歩行空間等を確保するための制度設立に向け検討を進めております。

番号4としまして、「桃田運動公園のそばの県道1号線から菊池川を橋梁で横断し、繁根木川に沿って旧国道208号の県道交差点にある信号までの区間を整備すると非常に役立つのではないかと思います。」とのご意見をいただいております。今回の見直しでは、路線の廃止に焦点を当てておりますが、新規路線の検討もしておりますので、このご意見も参考にさせていただきたいと考えております。

次に番号5になります。「高瀬大橋中線の廃止区間の代替路として、存続区間の起点交差部から小浜繁根木線と玉名駅下町線を経由し、旧市役所の横を通り県道寺田岱明線まで接続する区間を都市計画道路とし、右折車線の設置や歩道の整備を検討出来ないでしょうか。

繁根木川沿いの旧市役所の横の道路が頻繁に渋滞が発生しています。当該地には行政機関の施設や市民施設も集約しており、周辺地域からの交通の利便性や、歩道整備による繁根木川の水辺空間や都市景観の向上が図られると思います。」というご意見がありました。こちらにつきましても、新規路線とともに、道路整備の方法についても検討を行いたいと考えております。

番号6としては、「高瀬大橋中線の専修大学玉名高校付近から岱明玉名線までの区間については、都市計画道路として延伸されないのでしょうか。」というご意見になります。こちらは、高瀬大橋中線から下河原尾崎線という都市計画道路が続いており、その先が県道となっている区間がありますので、その部分も都市計画道路として延伸できないかのご意見でした。このご意見につきましても、今後検討を行っていきたいと考えております。

つづいて番号7になります。「前田東線は未整備であり、玉名駅下町線の吉田医院付近から繁根木川錦橋の区間は旧態依然の道路であり未整備区間となっております。これらの路線は今回の見直しで存続となっておりますが、将来の見直し時に廃止対象とならないよう、存続路線が順次着手されることを期待します。」とのご意見でした。今回の見直しで存続路線となったものについては、優先順位をつけ順次整備を進めていきたいと考えております。

番号8として、「玉名市は、市街地を通過して中山間を結ぶ路線や市街地を南北方向へ通過、迂回する交通機能が脆弱ですので、市の都市計画道路を検討する場合には、その周辺域も考慮し、既存または整備予定の県道玉名立花線等主要幹線道路も併せて記載した計画図で広域幹線道路、あるいは接続の検討を示すことも必要だと思います。将来の玉名市のまちづくり計画にもっと重点を置き、地域内外の暮らし、経済の交通網やまちづくり視点の区間づくりに夢を描かれることを望みます。」とのご意見をいただきました。玉名市でもまちづくり関連の計画を作成いたしますので、いただいたご意見についてきちんと検討をしまして、今後のまちづくりに活かしていきたいと考えております。

番号9では、「豊水方面から小島橋を渡りJR玉名駅と接続する部分を高架化し、駅の北側と結ぶことで、土地を有効に活用でき、車の流動も良くなり、街が発展すると思います。」というご意見をいただきました。こちらにつきましても、今後の新規路線及びまちづくりの検討の中で、しっかりと議論を行いたいと考えております。

番号10ではご質問として、「都市計画道路の廃止路線が、現在行われている玉名市都市計画マスタープラン見直しの資料では存続路線と記載されています。整合は取れているのでしょうか。」というものがありました。都市計画道路の廃止につきましては、本日の都市計画審議会の議決後、告示等を経まして廃止の都市計画決定を行います。その都市計画決定がなされるまでは、都市計画道路として存在する形になりますので、現段階の都市計画マスタープラン案では記載している状況です。今後、都市計画決定がなされましたら、都市計画マスタープランの記載も修正することで対応を考えております。

最後に番号11として、「補足資料13ページでは、前田東線の路線番号が3・5・5と書いてありますが、見直し素案図では3・4・5と書いてあります。どちらが正しいのでしょうか。」というご指摘をいただいています。こちらにつきましても、住民説明会でお配りした図面データに誤りがありました。今回お配りしている資料では、正しい路線番号となる3・5・5に修正をしております。

以上のように、住民説明会、パブリックコメントと非常に多くのご忌憚のない意見をいただきました。今回いただいたご意見を参考に今後検討を進めていく部分もございしますが、見直し素案については大きな修正を行う箇所はなかったと認識しております。

つづきまして、説明資料の12ページをご覧ください。こちらには関係機関協議について記載しています。報告資料では8ページ以降に記載しています。関係機関協議としましては、熊本県公安委員会及び熊本県と協議を行い、異存なしという結果でした。



熊本県との協議結果も異存なしではありましたが、なお書きとして、玉名都市計画区域マスタープランにおいて「市民の生活利便性の向上が図れるよう、交通機能の向上と都市内の地区間連携を促進する幹線道路の整備、生活道路の整備に努める」としていることを踏まえ、必要な整備は検討いただくようお願いいたしますとのご意見をいただいております。先ほどもご説明しましたとおり、道路事業として生活道路の整備の充実について今後検討を進めていきたいと考えております。

次に、報告資料11、12ページに記載しておりますが、令和4年12月8日から22日までの期間、都市計画道路の変更案について公告縦覧を行いました。こちらについては意見書の提出はありませんでした。

私からの説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします

都計審会長 それではこれより都市計画道路見直しに係る都市計画決定について審議を行います。まず、1つ質問がありますが、前回の審議会から見直し案の変更はないという認識でよろしいでしょうか。

事務局 はい。表現の方法で多少の修正は行っておりますが、大きな変更はございません。

都計審会長 本日の審議としては主に、パブリックコメント、住民説明会での意見に対して修正した案について皆様にご意見をいただければと考えております。それでは、ご意見、ご質問等あればお願いします。

都計審委員 私は長年伊倉に住んでおりますが、ここ数年で県道寺田岱明線の高瀬大橋付近の混雑が増しているような印象を受けますので、意見の中にもありました県道1号線から橋梁で菊池川を横断する新規路線に取り組むなど、行政当局がより力を入れて解決に向け取り組んでいただきたいと思っております。

また、報告資料3ページの番号9に豊水方面から小島橋を通りJR玉名駅と接続部分を高架化し、駅の南北を結ぶ路線についてのご意見がございましたが、私もそうすることで非常に交通の便が良くなり、市の経済的な発展にもつながると思っております。今後の玉名市の大きな目標としてこの2つについては取り組んでいただきたいと考えます。

事務局 ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、今後まちづくりの検討を進める中で、道路整備の議題として取り上げさせていただきたいと考えております。

都計審会長 他にございませんか。

都計審委員 今回、廃止路線が4本とありますが、都市計画決定され長年経過しているのに作られてない路線もまだ多く残っています。岱明玉名線もそうですが、都市計画道路を開通させるには非常に年月がかかります。国や県の事業であれば比較的道路も短期で完成する印象がありますが、地方の都市計画道路はなかなか進みません。それによって地方の疲弊が生まれ、人口の減少や、産業発展の阻害要因になっていると感じます。都市計画道路整備事業は財政負担も大きく国から財政支援が必要だと思っておりますが、今後、都市計画道路や各道路整備を進めていくうえで、どのような考えをお持ちかお聞かせください。

事務局 今回の見直しにつきましては、人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化に対応すべく行いました。当初、都市計画道路の残事業費が304億円、期間にして122年かかるといった計画でした。今回4路線を廃止することで事業費で117億円、期間として47年の削減効果を見込んでおります。今回の見直しにより、都市計画道路につきましても財源面も含めて現実的な計画になってきたものと認識しております。

都計審委員 今後、様々な整備を進められる中で、今回のように路線を廃止しますということや、検討していきますというような説明では中々市民の方のご理解を得ることは難しいと思っております。もう少し具体的に示しながら進めていただきたいと思っております。

都計審会長 他にございませんでしょうか。



景観審委員	現在、三ツ川に産業団地が造成されていますが、道路が県道4号しかありません。県道4号はカーブも多く見通しの悪い部分もあるので、交通渋滞などの面で住民は危惧しているところです。そこで三ツ川産業団地の東側に道路を作っていただけないでしょうか。東側に道路が出来ると、菊水インターにも近くなり、企業の進出にもつながると考えております。
都計審会長	ありがとうございます。今回は都市計画道路の廃止という話ですが、一方で住民の方等から既存道路の歩道整備や新規路線の整備などのご意見もありました。先ほど、ランドデザインという言葉もありましたが、街路事業で整備する道路の優先順位や新規路線の整備について、全体計画のようなものはおありですか。おそらく都市計画道路の廃止は、こういった計画とセットで進めていくものかと思いますが、その辺りのことについてご説明をお願いします。
事務局	既存道路につきましては、土木課で所管し管理を行っております。整備については、毎年各区からの要望に対して、優先順位を定めて対応しているのが実情だと思います。個別計画に類するものとして、道路整備プログラムを定めて整備を進めていますが、その時の重要性等も加味し整備を行っております。 都市計画道路については、整備の指標となるものは現在ございませんが、都市計画道路の道路整備プログラムについても現在作成を進めております。このプログラムが完成しましたら指標等も出来ますので、社会情勢等を鑑みながら整備を行いたいと考えております。
都計審会長	都市計画道路以外の改良についても客観的な指標による整備が必要だと思います。今回いただいたご意見の多くが、都市計画道路の廃止は構わないので、その他の道路の整備はしっかりと行うようにとの趣旨でしたので、具体性をもったプログラム、計画またはランドデザインで併せて今後検討を行なわないと、単に廃止しただけとなってしまいますので、是非ともよろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。
都計審委員	新規路線の話が出ましたが、都市計画マスタープランとしてはどのようなになっていますか。例えば、今後事業化を予定している路線を明確に都市計画マスタープラン上に書くことは出来ないのでしょうか。都市計画マスタープランに記載しておくことと、今後の事業の進捗との関係性があれば教えてください。
事務局	はい。都市計画マスタープランとしては、将来都市構造を大きく定めたところで道路に関しては都市軸の部分で記載しています。都市マス資料1の57ページになりますが、都市軸では、広域連携軸、街なか連携軸、環境軸を定めており、それを図にしたものが58ページの将来都市構造図となります。現時点では、ここで新規路線については触れておらず、既存道路との連携という部分を都市計画マスタープランでは謳っているところになります。 本来であれば、都市計画マスタープランに大きな構想を記載することで、都市計画道路の実現や、具体的な計画の進捗に繋がる面もございますが、現在その全体構想を検討中でございますので、必要に応じまして今後の都市計画マスタープラン見直しの中で謳っていければと考えております。
都計審会長	ありがとうございます。その他ご意見等ございますでしょうか。それでは、ご意見ないようですので、都市計画審議会に付議されました議第1号の玉名都市計画道路の見直しの件について採決をお願いしたいと思います。玉名都市計画道路の見直しについて案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
都計審委員	(全員挙手)
都計審会長	それでは賛成多数ということで、本案を可決するものとし当審議会として市長へ通知を行います。 つづきまして、都市計画マスタープランの見直しについて事務局より説明をお願いします。

これからご説明差し上げるものが、都市計画マスタープランの見直しに係る案になります。まずは、都市マス資料1の2ページをご覧ください。ここで計画の構成と記載していますが、大きく全体構想、地域別構想、実現化方策と分けております。全体構想については、令和3年度に都市計画の現状と課題を踏まえた上で、基本構想として、都市づくりの理念と目標、基本方針、将来都市構造を都市計画審議会でもご審議いただきました。分野別まちづくり方針に関しても令和3年度内でご審議いただき、令和4年度に入りまして、前回審議会でも地域別構想を提案させていただきました。住民説明会等を実施いたしました。

これまでは、それぞれの項目を分けて審議をいただいておりますが、それらを1つの冊子にまとめて今回ご提案をさせていただいております。デザイン等は、計画の内容が固まりましたら、より見やすく親しみの湧くものへの修正を行いますので、ご了解の程よろしくお願ひします。

改めまして、前回までの都市計画審議会の流れになりますが、令和3年度に4回の審議会を開催しまして、そのうち令和3年度第2回都市計画審議会は景観審議会と合同で行いました。そこで、課題整理、現況確認、都市づくりの理念、基本方針、将来都市構造、分野別まちづくり方針などをご検討いただきました。令和4年7月25日に開催した令和4年度第1回都市計画審議会では、地域別のまちづくり方針をご確認いただき、庁内検討会議、住民説明会、熊本県との協議等を経まして、本日都市計画マスタープランの素案としてご提示しております。

本日は、前回審議会から変更した点を主に説明させていただきます。本審議会において確認していただいたものを、計画案として令和5年1月16日から2月16日の期間でパブリックコメントの実施を予定しています。

それでは都市マス資料1の6ページをご覧ください。ここでは本市を取り巻く社会・経済動向ということで、様々なデータを基に現況整理を行っています。資料等も膨大になりますので、都市計画マスタープラン本編には重要なものを記載している形になります。

次に29ページです。3D都市モデルの画像を記載しています。こちらは国のモデル事業として令和2年度に整備した3D都市モデルになります。熊本県との協議の中で、PRの意味も込め今後活用していくということであれば記載した方がよいとのご意見をいただきましたので、今回追加したところです。

また、32ページ以降には、上位・関連計画のまとめとして、都市計画マスタープランの上位計画や関連計画の主なものを記載しています。

41ページ以降では、市民意向の把握として令和3年6月から7月にかけて実施した市民アンケートの結果を一部抜粋し整理した上で掲載しています。

また、49ページからは都市づくりの理念と基本方針ということで、都市づくりの理念と目標を記載しています。都市づくりの目標は、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち玉名」とし、玉名市第2次総合計画の目標を踏襲した形で設定しております。50ページからは基本方針を記載しておりますが、そこに関連するSDGsのアイコンを追加しています。

53ページには、令和2年3月に公表しました玉名市人口ビジョンの資料を追加しています。これにより人口の将来展望として、2030年時点で人口規模6万人の維持という目標を設定しています。

59ページからは、分野別まちづくり方針を記載しております。これまで分野別まちづくり方針については前回の都市計画マスタープランと同様の11分野に分けておりましたが、重複するものや、表現が分かりづらいものがありましたので、7分野に再整理を行いました。整理の一例として、前回計画では、市民参画と福祉のまちづくりを一緒のカテゴリーで表現しておりましたが、市民参画が福祉の分野に限られたものの様に誤解を与える恐れがあるというご意見もありましたので、分けて整理しております。

80ページからは、地域別構想について記載しております。地域別構想の地域は6つに分類しておりますが、この分類は都市計画マスタープラン上でのものとなり、地形地物や土地利用、日常生活の交流状況などを考慮して、北部、中部、西部、東部、南部、南東部と分け、それぞれの地域で現況及び課題の整理をし、住民意向調査の結果を踏まえた上で、方針を記載しています。各地域の今後の方向性をまとめたものが82ページとなります。

最後に114ページより、計画実現に向けた方策等をまとめております。この都市計画マスタープランの運用については、土地利用や施設、市街地整備をはじめ、都市計画に係る個別計画を、総合的、一体的に進める為の指針として運用することとしております。

今後のスケジュールになりますが、令和5年1月16日からパブリックコメントを予定しております。そこでいただいた意見を踏まえて、令和5年3月に開催予定の都市計画審議会にて諮問させていただき、その後公表という流れになります。私からの説明は以上になります。

推進体制の充実の中では、国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化、協働のまちづくりを支援する体制づくり、機能的な都市基盤づくりの為のプロジェクト会議の立ち上げ等を記載しております。

116ページからの協働のまちづくりの推進としては、計画実現の為には、まちづくりの主体となる市民や事業者などとの連携・協働により進めていくことの重要性を記載しています。

119ページには、都市計画マスタープランの進行管理の考え方を記載しています。都市計画マスタープランは、概ね20年程度の計画となっておりますが、計画の進捗状況の評価や、政策及び各種計画の見直し等大きな変化があった際に、随時見直しを行っていくこととしております。

都計審会長

今回は、パブリックコメント前に皆様に全体像の確認をいただくという位置づけになっております。どの部分からでも結構ですので、どなたかご意見等ございましたらお願いします。

都計審委員

本日、商工会議所の交通運輸部会で小島橋からJR玉名駅周辺にかけて、どのように活用していくかという講演がありましたので内容をご報告します。交通運輸部としては、小島橋から玉名駅北側を繋ぐ道路の要望がありますが、仮にそのような道路を通す場合は、JR側の意見では、現状電車と自動車の平面交差は安全面の問題もあり考えにくく、駅舎を2階建てに南北に出入口を設けるべきとのことでした。先ほどの説明でも駅周辺の交通体系の検討もされるということで、前向きに検討いただければと思います。

また、旧マルシヨク跡地や旧玉名市役所の跡地活用については商工会議所内でも議論があります。こちらについては、商業地域ということもあり、民間活力が入れば可能性を感じますが、玉名中央病院跡地については懸念もあります。玉名中央病院跡地は文教地区にあることもあり、図書館機能を持つ施設の必要性を感じます。

現在、図書館としては文化センター内にございますが、駐車場も狭く利便性もよくありません。都市計画マスタープランは概ね20年程度の計画ということで、その辺も含めて記載及び検討をいただければと思います。

事務局

ご意見大変ありがとうございました。先ほども申し上げましたが、今後在来線玉名駅や旧玉名市役所、玉名温泉街を含めた中心市街地の全体構想の検討に入っております。その中で玉名駅の改修や玉名駅を南北に繋ぐ道路の実現も視野に、議論、検討を行います。

玉名駅を南北に繋ぐ路線ですが、パブリックコメントの回答でもありますとおり、玉名駅周辺については交通結節点としての機能の向上を掲げております。南北を繋ぐ方法としては、平面交差、アンダーパス、オーバーパスと3種類ございますが、原則は立体交差になります。

玉名中央病院の跡地につきましては、所有がくまもと県北病院になりますので、具体的に市としてコメント出来る状態ではございませんが、個人的には病院という西部地区の大きな拠点の代わりとして文教地区として位置づけるような施設の誘導は意義あるものであると考えております。今後も関係機関と連携して検討を進めてまいりたいと思います。

都計審委員

ただいまの件につきまして、私がかまもと県北病院の組合にも所属しており、午前中に会議がございましたのでご報告します。旧玉名中央病院解体の現時点での計画としては、令和5年に住民説明会を実施し、令和5年から6年にかけて玉名市と玉東町で作っている設立組合で解体を進めて行くという流れになりそうです。解体後の土地については、玉名市と玉東町の協議を経まして、現時点では恐らく玉名市へ無償譲渡という形で移していく計画になっております。

都計審会長	はい。ありがとうございます。最新情報をご提供いただきました。都市計画マスタープランでは90、91ページに玉名中央病院及び旧玉名市役所跡地の検討、玉名駅周辺の結節点としての機能向上について触れられていますが、この表記で十分なのかという点もございます。皆様もご確認いただければと思います。その他いかがでしょうか。
都計審委員	53ページの人口の件でご質問があります。玉名市は1市3町が合併して18年が経過しました。その間人口はおよそ1万人弱減少しています。数値目標では、令和30年まで6万人を維持するとありますが、どのような政策をもって維持するのか具体的なものが記載されておりませんので、計画でも触れていただきたいと思い質問いたします。
事務局	数値目標につきましては、玉名市の人口ビジョンを踏襲し記載しており、様々な要素を踏まえた上で玉名市の人口目標として6万人の維持を掲げております。この目標達成に向けては、玉名市の各種計画において人口誘導など様々な施策を実施取り組んでいきます。都市計画マスタープランは、個別具体の計画を記載する性格のものではございませんけれども、持続可能なまちづくりを進めていくため、施策についても各部署と連携を図ってまいります。
都計審会長	その他どうでしょうか。
景観審委員	この計画を拝見しまして、住宅建築についてあまり触れられておりませんのでご意見いたします。コンパクトな都市づくりや低炭素社会への移行に関しても、玉名市に住んでいる方が健康で安心して暮らせる住宅というものが重要になってきます。災害などに対しても強い住宅の建築を促進することで、玉名市のまちづくりに対する方向性も示せると思いますので、既存物件の改修等も含めて補助金等、住宅に関する施策を盛り込んでいただければと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、個人住宅や宅地の整備については今回の都市計画マスタープラン上、あまり触れておりませんでした。都市計画マスタープランにどこまで記載出来るかは、この場では申し上げられませんが、関係部署と連携を図り、少しでも反映したいと考えております。
都計審委員	1つお伺いいたします。例えば、分野別まちづくりで福祉のまちづくりという視点で見たとき、都市計画マスタープランではその大きな方向性について示されていると思います。実際にPDCAを回される際に、その手法についても記載されていますが、その中に都市計画提案制度の活用とあります。この制度の活用にあたり、運用していく組織についてはどのようにお考えでしょうか。
事務局	事務局としましては福祉の分野に限らず、進行管理をしていく上で、各部署からヒアリング等を実施し連携を図っていきたいと考えております。現在、そのような組織としての団体や部署はございませんので、今後進行管理の体系につきましても整理したいと思っております。
都計審委員	現在、世界情勢も非常に不安定なものとなっています。都市計画マスタープランに盛り込む内容かは分かりませんが、戦争など非常事態になった際の市の指針等あればお教えてください。
事務局	都市計画マスタープランでは、75、76ページに安全安心のまちづくりに関する方針を記載しておりますが、概ね災害に対するものとなっております。現在、市としてもJアラート等を用いた訓練を不定期に実施していますが、具体的な指針等については資料を持ち合わせておりませんのでご了承ください。
都計審会長	他にございますでしょうか。
都計審委員	115ページに機能的な都市づくりのプロジェクト会議の立ち上げと記載があります。この組織について、立ち上げの時期など具体的なことをお聞かせください。

事務局	このプロジェクト会議については、令和5年度に庁内の主要な関係課で組織することを予定しています。この庁内の会議を基に令和6年度に、まちなか未来デザイン会議の立ち上げへとつなげていく予定となっております。
都計審委員	ただいまの質問に関連してよろしいでしょうか。事務局の説明ですと、令和5年に庁内の組織作り、令和6年に官民連携の組織づくりをされる予定とあります。現在、TSMCをはじめ熊本県を取り巻く状況が目まぐるしく動いている中で、私としては少し動きが遅いように感じます。この流れに乗り遅れないためにも、TSMC関連で注目を浴びている今こそ積極的に動くべきだと思いますが、そちらについてはどのようにお考えですか。
事務局	TSMC関係につきましては、企画経営課が玉名市として取り組める事項について各課からの意見の集約を行っており、可能な部分から取り組んで行くものと認識しております。先ほどお答えしていたプロジェクト会議はTSMCとは切り離して考えるべきものですが、スピード感をもって取り組んでまいります。
都計審委員	私の個人的な意見としては、庁内の検討会議や官民連携の会議を同時に立ち上げ、議論してはどうかとも思いますのでご検討よろしくお願いいたします。
都計審会長	委員の皆様ご意見ありがとうございます。それでは最後に景観審議会の田中会長何かございますでしょうか。
景観審会長	先ほど、冒頭の景観審議会でも申し上げましたが、何事も出来てからでは遅いので、計画的、戦略的に行うことが重要です。景観にしても、景観が先にあるのではなく、皆さんの生活の結果として現れるものです。 こういった計画を策定する際に、特に大事になってくるのはパブリックコメントだと思いますので、多くの方が気軽に意見を投げられる様に、電子投稿等の仕組みを取り入れて欲しいと考えております。本当に今の若い方達は情報を知りさえすれば、きちんとリアクションをしてくれますし、リテラシーも高いので、是非とも都市計画や景観審議会の内容が若い方達に届くようにしていただければと思います。
都計審会長	パブリックコメントについては、私も重要なことだと考えております。いただいたご意見の反映について検討をいただいた上で、パブリックコメントに臨んでいただければと思います。その際は、是非田中会長がおっしゃられたウェブでの募集についても検討をお願いいたします。
事務局	田中会長には景観計画の際からパブリックコメントの電子化についてはご意見をいただいております。その際は要綱の関係で実現が出来ませんでした。今般その要綱を改正いたしまして都市計画マスタープランでは電子投稿が出来るよう関係部署と調整をしております。 LINE等も含めて市民の方への情報発信や意見集約がより効果的になる仕組みづくりについても他部署で検討中ですので、今後はそのようなものも活用し進めてまいります。
都計審会長	ありがとうございました。それでは都市計画審議会についてはこれで終了させていただきます。皆様ありがとうございました。
司会	以上をもちまして、令和4年度第2回玉名市都市計画審議会及び第2回玉名市景観審議会合同会議の全日程を終了いたします。皆様長時間のご議論大変ありがとうございました。